



助成金の最新情報と活用のポイントをお届けします

助成金通信

4

2024

発行:はぎの社会保険労務士法人

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

令和5年度補正予算で創設・ものづくり補助金と併せて活用！

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）は、令和5年度の補正予算で令和5年11月29日に創設されたものです。景気の変動、産業構造の変化その他の理由で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主に対し、生産性向上に資する取り組み等に必要新たな人材の円滑な受入れを支援するものです。

助成対象となる事業主は、令和5年11月29日以降に中小企業庁の実施する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）」の「製品・サービス高付加価値化枠」の事業計画書の申請を行い、採択および交付決定を受けていることが必要です。また、事業活動を示す指標が前年同期に比べ10%以上減少していることや、事業計画に記載する「実施体制」中に人材確保に関する事項を記載した場合に限ります。

助成対象となる労働者は、「ものづくり補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者であって、専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者や部下を指揮および監督する者で、1年間に350万円以上の賃金が支払われる者です。

助成額は、中小企業は250万円/人（125万円×2期）、中小企業以外は180万円/人（90万円×2期）で、一事業主あたり5人までの支給に限られます。

申請の流れ

| | | |
|---|----------------------------|--|
| 1 | ものづくり補助金の事業計画書の申請※1 | ※1 ものづくり補助金の申請先はものづくり補助金事務局（全国中小企業団体中央会）です。詳細はものづくり補助金総合サイトをご確認ください。 |
| 2 | 事務局・採択審査委員会による審査 | |
| 3 | ものづくり補助金の交付申請※1 | ※2 ものづくり補助金の計画変更により人材確保に関する事項を記載し承認を受けた場合、当該承認日の翌日以降の雇入れが対象となります。補助事業実施期間等についての詳細はものづくり補助金総合サイトをご確認ください。 |
| 4 | ものづくり補助金の交付決定※1 | |
| 5 | 対象労働者の雇入れ※2 （補助事業実施期間内） | ※3 各支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期の末日の翌日から2か月以内に支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。 |
| 6 | 産業雇用安定助成金の支給申請※3 | |
| 7 | 産業雇用安定助成金の受給※4 | ※4 支給申請書に基づき、助成金を支給します。 |

支給額

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|--------|---------------------------|----------------------|
| 助成額 | 250万円/人※3 (125万円×2期※4) | 180万円/人 (90万円×2期) |
| 助成対象期間 | 1年 | |

※3 一事業主あたり5人までの支給に限ります。

※4 雇入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します。

受給のポイント

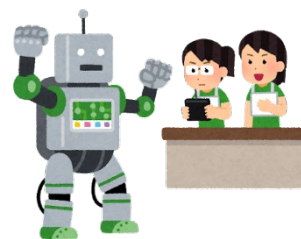
- ① 令和5年11月29日以降に「ものづくり補助金」の申請をして交付決定された事業主に限ります。
また、「製品・サービス高付加価値化枠」についての応募に限ります。
- ② 事業計画の中の実施体制に「人材確保に関する事項」を記載した場合に限ります。ただし、記載がない場合であっても計画変更の承認を受け新たに人材確保に関する事項を記載した場合は対象になります。
- ③ 交付決定を受けた補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までの雇入に限ります。
- ④ 対象労働者は「ものづくり補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者であって、次の1と2に該当する者になります。
 1. 次のaかbのいずれかに該当する者
 - a. 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者
 - b. 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者
 2. 1年間に350万円以上の賃金（※）が支払われる者
（※）時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限ります。
また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限られます。
- ⑤ 対象の労働者は無期雇用労働者であって、パートタイム労働者でない者に限られます。いわゆる正社員のみです。
- ⑥ 6か月ごとの支給対象期に分けて申請します。支給対象期間中に退職した人は原則助成金の対象になりません。
- ⑦ 第1回目の支給対象期中は在籍して支給決定を受けたとしても、第2回目の支給対象期中に退職した場合、第1期の支給対象期に支給決定を受けた金額は返金する必要があります。
（第1期の支給対象期の支給決定は取消になります）
- ⑧ 生産量減少要件があります。生産量（額）、販売量（額）または売上高等事業活動を示す指標がものづくり補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の平均値が、前年同期（雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る）に比べ10%以上減少していることが必要です。
- ⑨ 雇用量要件があります。雇入に係る事業所で受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標がものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）減少していないことが必要です。
- ⑩ 解雇要件があり、労働者の雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等（喪失原因3）していないこと。



お勧めポイント

これからものづくり補助金の活用を考える事業主には高額な助成がされるためお勧めの助成金といえます。

しかし、令和5年11月29日以降の申請、採択交付決定に限られることや対象枠が「製品・サービス高付加価値化枠」に限られること、生産量減少要件があるため対象企業が大幅に限られることが残念です。



あとがき

